

○一関工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(平成13年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第47条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び研究のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修を合わせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、学生は別に定める「履修届」を各学期当初の所定の期日までに専攻科長に提出しなければならない。なお、他専攻の授業科目についても6単位を上限とし、専門科目（選択科目）として履修することができるものとする。

2 一関工業高等専門学校本科（以下「本科」という。）で開講する授業科目を履修する必要があると指導教員が認め、専攻科長の承認を受けたときは、別に定める「履修願」を提出し、校長の許可を受けてからその授業科目を履修届に記載しなければならない。ただし、この授業科目で修得した単位は、専攻科の修了に必要な授業科目の認定対象にはならないが、学則第47条の2に定める教育プログラムの単位として認定するものとする。

(試験)

第4条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定め実施する。

3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対し実施する。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目毎に第4条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で評価し、次の区分によって評定する。

標語	優	良	可	不可
評点	80点以上	79～70点	69～60点	60点未満

2 各授業科目とも、欠課時数が授業時数の4分の1を超える者に対しては、評価点を60点未満とする。ただし、平常の成績が良好であり、正当な理由による欠課のために欠課時数が4分の

1 を超えたものに対しては、不足時間を補講することにより評価点を60点以上とすることができるものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定に基づき、優、良、可で評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したのものとして認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかつた授業科目は、隔年開講科目を除き別に定める「再履修願」を提出し、次年度において再履修することができる。

(他の教育施設において履修した単位の認定)

第8条 大学及び他の教育施設において開設する授業科目の履修を希望する者は、事前に別に定める「受講願」を提出しなければならない。

2 前項の規定により授業科目を履修し取得した単位については、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修と見なし、単位の修得を認定することができる。

(特別学修)

第9条 前条及び学則第14条の3第1項に定めるもののほか、必要な事項は一関工業高等専門学校の特別学修に関する規則の定めるところによる。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、教務委員会の議を経て、専攻科担当教員による専攻科修了判定会議に諮り、校長が行うものとする。ただし、在学2年を超えた者については、他の適当な時期に行うことができるものとする。

2 修了の認定に当たっては、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。

一 学則別表第4に定める科目を履修していること。

二 所定の単位62単位以上（そのうち一般科目4単位以上、専攻共通科目21単位以上、専門科目34単位以上）を修得していること。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年12月3日から施行する。

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成30年4月1日から施行する。